

委員会 ニュース

総務 産業建設

⑤7 松前町個人情報保護条例の改正

要旨

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆる番号法により、すべての国民に個人番号が付加される。そのため、個人番号を含む個人情報

マイナンバー制度導入で

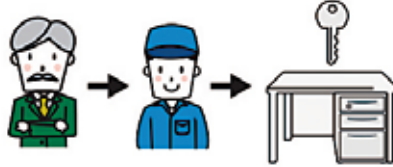
●担当者の明確化
担当者以外がマイナンバーを取扱うことがないように、取扱責任者や事務取扱担当者など担当者を明確にしましょう。



●取扱担当者を決め
他の人は情報にアクセスできない仕組みづくり



●適切な教育
従業員に対するマイナンバー制度概要の周知など、従業員への教育も大切です。



(政府広報パンフレットより)

をより厳格に取り扱うため条例の改正が必要になった。

問 条例第8条の3で、個人情報を提供することができるとは番号法第19条各号に該当する場合があるが、具体的にどのような場合か。

答 第19条には14項目が規定されており、例えば第1号では、個人番号を利用する事務従事者が個人番号利用事務を処理するために本人、または代理人などに提供する場合などが該当する。

(関連18ページ)
(全員一致で可決)

文教厚生

マイナンバーは 重要な個人情報

⑤8 松前町手数料条例の改正

要旨

マイナンバー制度導入に伴い「通知カード」や「個人番号カード」などの再交付手数料を追加する。(初回は無料) また、「住民基本台帳カード」は、今後、新規発行をしないので、交付手数料を削除する。

問 氏名変更された場合は、再交付が必要か。

答 氏名や住所の変更は個人番号カードの裏にある変更記載欄へ記入するので必要ない。

問 手数料の根拠は。

答 通知カードの手料は500円。内訳は、簡易書留郵送料の400円とカードの作成料。個人番号カードの手料は800円。内訳は、ICチップ入りカード700円と申請書作成料。



職員による説明会(北黒田地区)

問 再交付に必要な期間は。

答 重要な個人情報なので紛失などの場合は、まず、警察へ届出をしてから再発行の手続きになるので具体的な期間は不明である。
(賛成多数で可決)

問 通知カードは簡易書留で本人へ郵送し、個人番号カードは役場で直接本人に渡す。